

財団法人 茨城県建築センター評価業務規程細則

財団法人 茨城県建築センター評価業務規程細則を、次のとおり定める。

平成 16 年 06 月 15 日制定

平成 18 年 03 月 01 日変更

平成 18 年 03 月 20 日変更

平成 19 年 04 月 01 日変更

平成 20 年 05 月 30 日変更

平成 21 年 04 月 01 日変更

平成 21 年 12 月 21 日変更

平成 22 年 04 月 01 日変更

財団法人 茨城県建築センター

財団法人 茨城県建築センター評価業務規程細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、財団法人 茨城県建築センター評価業務規程(以下「規程」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価業務の書式)

第 2 条 規程に関する様式は、次のとおりの様式とする。

	規 程	図 書	様 式	(旧規定での様式) 参考
1	第 7 条第 1 項 (1)	(設計住宅性能評価申請書)	規則の定めによる (第四号様式)	
2	第 7 条第 2 項	(変更設計住宅性能評価申請書)	規則の定めによる (第五号様式)	
3	第 8 条第 4 項	(設計住宅性能評価引受承諾書)	評第 3 号様式	制限業種の確認欄の追加
4	第 10 条第 1 項	(設計住宅性能評価取下げ届出書)	評第 4 号様式	
5	第 11 条第 1 項	(軽微変更報告書)	評第 5 号様式	
6	第 12 条第 1 項	(設計住宅性能評価書)	評第 6 号様式	
7	第 12 条第 3 項	(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第 4 条第 2 項の通知書)	規則の定めによる (第六号様式)	
8	第 13 条第 1 項 (1)	(建設住宅性能評価申請書)	規則の定めによる (第七号様式)	
9	第 13 条第 2 項	(変更建設住宅性能評価申請書)	規則の定めによる (第八号様式)	
10	第 14 条第 4 項	(建設住宅性能評価引受承諾書)	評第 10 号様式	制限業種の確認欄の追加
11	第 16 条第 1 項	(検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知)	評第 11 号様式	
12	第 16 条第 5 項	(検査報告書)	規則の定めによる (第十号様式)	
13	第 17 条第 1 項	(建設住宅性能評価取下げ届出書)	評第 13 号様式	
14	第 19 条第 1 項	(建設住宅性能評価書)	評第 14 号様式	
15	第 19 条第 3 項	(住宅品質確保の促進等に関する法律施行規則第 7 条第 2 項の通知書)	規則の定めによる (第十一号様式)	
16	第 18 条第 1 項	(変更申告書)	評第 17 号様式	長期優良住宅の軽微な変更に対応
17	第 27 条別表 2 12-1	(設計・建設 住宅性能評価書再交付願)	評第 18 号様式	
18	第 34 条第 1 項	(財務諸表等謄本抄本交付 (閲覧) 申請書)	評第 19 号様式	

規則：住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則をいう。

附 則

(施行日)

第 1 条 この細則は、制定日から施行する。

(経過処置)

第 2 条 平成 22 年 4 月 1 日までは、旧規程の様式を使用することができることとする。